



®

令和2年 7月27日 (月)
(2020年)

No. 15219 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国知財の最新動向 第20回
中国の民法典における知的財産権関連規定 (1)

☆フラッシュ (特許庁人事異動) (12)

中国知財の最新動向 第20回

中国の民法典における知的財産権関連規定

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I. はじめに

第十三期全国人民代表大会第三回会議は、2020年5月28日、「中華人民共和国民法典」(以下「民法典」という)を採択した。施行日は、2021年1月1日である。

民法典の編纂作業は6年以上にも渡った。2014年10月23日に中国共産党第十八期第四回中央委員会第4回全体会議において、民法典を編纂する決定が下

された。そして、2015年3月から、全人代常務委員会法制工作委员会が、民法典の編纂作業を正式に開始した。

民法典の編纂作業は、民法総則の制定(第一段階)と各則の制定(第二段階)に分けて進行するという方針に従って行われてきた。民法総則が2017年10月1日に施行されたことにより、民法典の編纂作業の第一段階が成し遂げられた。民法典の総則編は民法

すべてはクライアントのために

All for Our Clients

住友特許事務所

所長 住友 慎太郎※ 弁理士 石原 幸信
弁理士 浦 重剛 弁理士 市田 哲
弁理士 苗 村 潤※ (※ 特定侵害訴訟代理可)

〒532-0011 大阪市淀川区西中島6丁目1番1号 新大阪プライムタワー20F
TEL (06) 6302-1177(代) FAX (06) 6308-4126
E-mail: info@sumi-pat.com(代表) URL: <http://www.sumi-pat.com>